

令和8年度

生産性向上・賃上げに取り組む中小企業等を支援します

広島県賃上げ環境整備 支援事業補助金



生産性向上等の取組により、
最低賃金引上げを行う
中小企業等を支援する
「業務改善助成金」に、
上乗せ補助を行います。



申請の流れ

広島県賃上げ環境整備 支援事業補助金

業務改善助成金

① 広島労働局へ申請

② 交付決定・事業実施

③ 実績報告

④ 交付額の確定
※額の確定通知を受ける

⑤ 県へ申請

⑥ 支給（交付決定）

※令和8年度に
申請したもの

R9.2.26 まで

R9.3.31 まで

補助 対象者

- 次の①～②のいずれにも該当する者
- ①県内に事業所を有する中小企業等
 - ②令和8年度に広島労働局へ業務改善助成金の申請を行い額の確定通知を受けている者

補助率

業務改善助成金交付確定額の1/10

申請様式/ 申請方法

広島県ホームページでご確認ください
URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/r8chinage-hojokin.html>



県への申請期限

令和9年2月26日(金) ※当日消印有効

申請先・
お問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL.082-513-3411 FAX. 082-222-5521
E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

詳細は広島県ホームページでご確認ください。

●業務改善助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資等（機械設備、コンサルティング導入など）を行った場合に、その費用の一部を助成する国の制度です。

助成対象者

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業でないこと）
- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。

業務改善助成金に関する連絡先

- お 問 い 合 せ 先** ●業務改善助成金コールセンター TEL.0120-366-440(平日9:00～17:00)
交付申請書等の提出先 ●広島労働局雇用環境・均等室 TEL.082-221-9247